

に關する事項

(六) 其の他引揚民の應急保護に必要な事項

(三) 事務所に事務所長及所員若干名を置き當該府縣及關係各廳職員を以て之に充つるものとし之が爲必要に應じ府縣職員の増配置を爲すものとす

(四) 内務省、外務省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、地方總監府、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳其の他關係各廳及恩賜財團戰災接護會、財團法人中央興生會其の他の關係團體は事務連絡の爲其の職員を事務所に派遣し、事務所の運営に積極的に協力するものとす

(五) 本事務所の設置に要する經費に付ては國庫に於て特別の措置を講ずるものとす

### 戰災孤兒等の保護對策

戰災に因り孤兒となつた者は全國を通じて少からぬ數に上ると認められるが、政府は此等に對して適當なる保護育成の途を講ずることとし、昭和二十年九月二十日之に關する對策要綱を左の如く決定した

#### 戰災孤兒等保護對策要綱

大東亞戰爭の災禍に因り孤兒増加せる現況に鑑み國家に於て左の如く措置し之に必要な保護育成の方途を講ずるものとす

#### 一、保護の對象

(一) 保護育成の對象は主として今次戰爭下戰災に因り父母其の他の適當なる保護者を失ひたる乳幼児、學童及青少年(以下孤兒と稱す)とす

(二) 保護は孤兒の特性、能力に従ひ孤兒が獨立の生計を營む迄之を行ふものとす

#### 二、保護の内容

(一) 保護は地方長官をして之を行はしむるものとす

地方長官は市町村長をして其の事務の補助に當らしむるものとし關係市町村毎に必要な應じ兒童保護委員會(假稱)を設けしめ孤兒の保護に關する各種事務の處理に當らしむるものとす。兒童保護委員會に付て必要な事項は別に之を定む

(二) 保護は左の方法に依り之を行ふものとす

(イ) 個人家庭への保護委託

(ロ) 養子縁組の斡旋

(ハ) 集團保護

(三) 個人家庭への保護委託

個人家庭への保護委託は孤兒に對する理解と保護育成に熱意を有する宗教家、教育者其の他善良なる家庭を選定し之を爲すものとす

個人家庭へ受託されたる者に對しては受託家庭は家族の一員として家庭的雰囲気の中に育成せしむるものとす

(四) 養子縁組

養子縁組は孤兒の保護育成に熱意と能力を有する適當なる家庭に付之が斡旋を爲すものとす

(五) 集團保護

孤兒の集團保護は適當なる施設に收容して之を爲すものとす

前項の施設は政府に於て直接之を設くるの外公共團體、恩賜財團戰災接護會等をして之を設置せし

むるものとす

學童及青少年に對する集團に依る保護育成は家庭的環境の裡に特に精神的訓化を重點たらしむるものとす

(六) 養子縁組又は保護委託をなしたる孤兒については養家又は委託先と常に緊密なる連絡を保持し其の保護育成に遺憾なきを期せしむるものとす

#### 三、教育

孤兒に對する中等學校以上の教育に付ては保護の方法の如何を問はず各種育英機關に依り之が學費の補給をなし夫々の能力に應じ修學鍊成の機會を與ふるものとす

#### 四、保護の手續

孤兒にして保護を要する者ある場合は總て之を知得したる者より其の居住地市町村長に届出しむるものとす

市町村長右の届出ありたるときは必要に應じ兒童保護委員會に於て當該孤兒に付必要な保護の措置を講ずるものとす

孤兒の保護に關する事項は兒童保護委員會又は市町村に於て之を處理するものとす

#### 五、關係團體の協力態勢の強化

本要綱の實施に當りては各種接護團體、教育團體及宗教團體をして全面的協力をなさしむるものとす

#### 六、經費

本要綱實施に要する經費は政府に於て特別の措置を講ずるものとす

終戰時の在外同胞數

終戦に伴ひ在外同胞の衣食住等の生活及内地引揚げは緊急の問題となつてゐるが、外務省管理局に於て發表せる軍隊を除く在外同胞數は左の通りである。(九月二十三日發表)

地域別

員數

華北(含蒙疆)	三二二,〇〇〇
華中	一七二,〇〇〇
華南(含香港)	一六,〇〇〇
滿洲(含關東州)	一,二五〇,〇〇〇
北部朝鮮	二五七,〇〇〇
南部朝鮮	四五一,〇〇〇
樺太	三九〇,〇〇〇
臺灣	三二〇,〇〇〇
南洋群島	二四,〇〇〇
シヤム	三,〇〇〇
佛印	七,〇〇〇
ビルマ	二,〇〇〇
ヒリツピン	一八,〇〇〇
舊軍政地域	四〇,〇〇〇
合 計	三,二四二,〇〇〇

備考 終戦當時在留同胞中ニハ原則トシテ現地召集者ヲ除キオルモ實情判明セザルモノアルニ付  
正確ナ期シ難シ

内地在住朝鮮人の歸國問題

終戦後内地在住朝鮮人の歸國に就ては、船舶其の他の交通状況に鑑み當初から相當の制限統制が加へられきたが、歸國者中には之を無視して出發する者多く、爲に關門博多地區には多數殺到蝟集して、甚しく

混亂を來たしたので、政府は九月二十五日より新に輸送統制を強化する目的を以て、左の如く取扱要領を定め、之を關係方面へ通牒した。

内地既往一般朝鮮人歸國取扱要領

一、方針

内地既往一般朝鮮出身者にして歸國を希望する者に對しては輸送の円滑を期する爲計畫輸送を實施し適切なる保護の下に之が歸還に遺憾なきを期するものとす

二、歸國希望申込及其取纏

1、歸國希望者は其の住居地所在の地方興生會支會に住所氏名及行先を明示の上歸國の申込を爲すものとす

2、地方興生會支會は歸國希望申込人員を地方興生會に報告し地方興生會は之を取纏め毎月五日迄に中央興生會に報告すると共に關係地方鐵道局に通報するものとす

3、中央興生會は之を厚生省に提出し厚生省は右に基き運輸省に輸送要請を爲すものとす

三、輸送計畫

1、運輸省は厚生省の輸送要請に基き月間列車運轉及船舶運航計畫を樹て各地方鐵道局に一日平均輸送人員を割當つると共に厚生省に之を通報するものとす

2、地方鐵道局は右割當に基き所在地地方興生會と連絡の上都道府縣別一日平均輸送人員割當を當該地方興生會に通知するものとす

3、地方興生會は乗車船券發賣驛(又は東亞交通公社)と連絡の上出發者の乗車船券購入の斡旋を爲すものとす

四、出發準備

1、地方興生會は出發者の日時決定したるときは出發準備及團體行動の爲代表者を選定し代表者をして概ね十人を單位とする班を編成せしむるものとす

2、貧困にして旅費に窮する者に對しては地方興生會に於て旅費の全部又は一部を給與することあるものとす

3、地方興生會は出發者をして所要見込日數に應じたる食糧を携行せしむる如く取計ふものとす(參考車内以外に船中一日豫備一日以上)

4、地方興生會は歸國者の代表者に對し救急醫藥品等を給與すると共に必要なる携行品を準備せしむるものとす

5、歸國者の代表者は地方興生會の協力に依り出發指定驛所在地以外の地に居住する歸國者に對し出發當日出發驛に滞滯なく參集する様充分手配するものとす

五、旅行中の保護

1、列車乗船驛及主要驛所在地の地方興生會は旅行中の歸國者保護の爲停車場に適當員數の職員を派遣し湯茶等の斡旋を爲すものとす

2、乗船地に於ける歸國者の保護は引揚民事務所(引揚民事務所設置なき場合)に於ては當該地方興生會)並に中央興生會所屬下關及博多興生館等左に依り之に當るものとす

(イ) 列車乗船地に近接したるときは乗船地に於ける歸國者保護斡旋機關の所在其の他の諸留意